

# 旅行条件書（国内募集型企画旅行）

## 1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

## 2. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、(公財)静岡市体育協会（以下「当協会」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加される旅行者は当協会と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- (2) 当協会は旅行者が当協会の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、ウェブサイト、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする確定日程表と称する確定書面（以下「確定日程表」といいます。）及び、当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当協会約款」といいます。）によります。

## 3. お申込みと契約の成立

- (1) 当協会にて必要事項をお申し出のうえ、おひとりにつきお申込金（旅行代金の20%・千円未満切り上げ）を添えてお申込みいただきます。当協会業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
- (2) 旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (3) 電話等の通信手段にてご予約の場合、当協会が予約を承諾した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。
- (4) 当協会は、同一コースにおいて、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5) 契約責任者は、当協会が定める日までに、構成者の名簿を当協会に提出しなければなりません。
- (6) 当協会は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7) 当協会は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

## 4. お申込み条件

- (1) お申し込み時点で20歳未満の方は親権者の同行または同意書が必要です。また、出発日時点で中学生以下の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当協会の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 旅行者が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4) 旅行者が当協会に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5) 旅行者が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当協会の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性ある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください）。なお、旅行者からのお申出に基づき、当協会が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。
- (7) 旅行者がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当協会が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用は旅行者のご負担となります。
- (8) 旅行者のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- (9) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当協会が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) その他当協会の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

## 5. 旅行契約内容・代金の変更

当協会は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当協会の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当協会が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当協会と旅行者が通信契約を締結しない場合であっても、旅行者が提携カード会社のカード会員である場合で、旅行者の承諾があるときは、提携会社のカードより旅行者の署名無くして旅行

代金や取消料・違約料・交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、旅行者からお申し出がない限り、旅行者の承諾日といたします。

## 7. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税
- (2) 添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付
- (3) その他ウェブサイト、パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したものの上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

## 8. 旅行代金に含まれないもの

前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）
- (2) 空港施設使用料（ウェブサイト、パンフレット等に明示した場合を除きます。）
- (3) クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- (4) ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金
- (5) 運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）
- (6) 自宅から発着地までの交通費・宿泊費

## 9. 旅行開始前の解除

- (1) 旅行者による旅行契約の解除  
ア. 下記取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当協会の受付時間内にお受けします。

取消日	取消料
旅行開始日の21日以前（日帰り旅行は11日以前）	無料
旅行開始日の20日～8日前（日帰り旅行は10日～8日前）	旅行代金の20%
旅行開始日の7日～2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

- イ. 旅行者は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
  - a. 当協会によって旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第13項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
  - b. 著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合に旅行代金が増額されたとき
  - c. 当協会が確定日程表を旅行開始日の前日（お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日）までに交付しないとき
  - d. 当協会の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき
- (2) 当協会による旅行契約の解除  
ア. 旅行者が期日までに旅行代金を支払われないときは、当協会は旅行契約を解除することができます。このときは、取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
  - イ. 次の項目に該当する場合は、当協会は旅行契約を解除することができます。
    - a. 旅行者が当協会のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき
    - b. 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由で当該旅行に耐えられないと認められるとき
    - c. 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
    - d. 旅行者が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
    - e. 旅行者の人数が最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
    - f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当協会があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
    - g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、ウェブサイト、パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
    - h. 第4項(3)から(5)のいずれかに該当することが判明したとき

## 10. 旅行開始後の解除

- (1) 旅行者による旅行契約の解除  
ア. 旅行者のご都合により途中で離脱された場合は、旅行者の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
  - イ. 旅行者の責に帰さない事由によりウェブサイト、パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、旅行者は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。その場合、当該事由が当協会の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。
- (2) 当協会による旅行契約の解除  
ア. 当協会は次に掲げる場合においては旅行者にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。その場合、当協会と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅し、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当協会の債務に

については、有効な弁済がなされたものとします。

- 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき
  - 旅行者が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき
  - 旅行者が当協会に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行ったとき
  - 旅行者が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当協会の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合
  - 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当協会の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき
  - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき
- イ. 旅行契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これを旅行者の負担とします。この場合、当協会は旅行代金のうち、旅行者がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当協会が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

## 11. 当協会の責任及び免責事項

- 当協会は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当協会又は当協会が手配を代行させた者の故意又は過失により、旅行者に損害を与えたときは、旅行者が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対して通知があった場合に限りです
- 旅行者が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当協会は原則として本項(1)の責任を負いません。
  - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
  - 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - 官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
  - 自由行動中の事故
  - 食中毒
  - 盗難
  - 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

- 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の旅行者からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当協会に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当協会が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで(当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)といたします。

## 12. 特別補償

- 当協会は前項(1)の当協会の責任が生じるか否かを問わず、当協会約款特別補償規程に基づき、旅行者が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行の旅行者1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。
- 本項(1)にかかわらず、当協会の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日については、その旨ウェブサイト、パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- 旅行者が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、旅行者の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当協会は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 当協会は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当協会約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- 当協会が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 13. 旅程保証

- 当協会は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を支払います。ただし、当該変更について当協会に責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- 当協会がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当協会の変更補償金を支払いませ

ん。

- 当協会は旅行者の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。

当協会が変更補償金を支払う変更	1件あたりの率	
	旅行開始前	旅行開始後
契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当協会が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
上記に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

※「旅行開始前」とは、変更事項について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

## 14. 旅行者の責任

- 旅行者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくは旅行者が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を受けた場合は、当協会は旅行者から損害の賠償を申し受けます。
- 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当協会から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又は当協会に申し出なければなりません。

## 15. 個人情報の取り扱い

- 当協会はお申し込みの際に提出された書面に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当協会はサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。
- 当協会は、当協会が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどの旅行者のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当協会は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のためにこれを利用させていただくことがあります。

## 16. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準日については、ウェブサイト、パンフレット等に明示した日となります。

## 17. 募集型企画旅行契約約款について

本旅行条件書に定めない事項については当協会旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。当協会の旅行業約款をご希望の方は、当協会にご請求ください。

静岡県知事登録旅行業第2-664号 一般社団法人全国旅行業協会正会員

## 公益財団法人静岡市体育協会

〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金3-1-10 ツインメッセ静岡 西館2F

TEL: 054-654-5151 FAX: 054-283-6777

国内旅行業務取扱管理者 大橋正行・後藤康太・亀山真也

(旅行者のご依頼がある場合には、上記の者が説明を行います。)

(2018年9月4日作成)